

作業基準

合同会社 小樽カナルボート
(平成30年12月1日)

目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、小樽運河（第一期運河）周遊中央橋航路（小樽運河全周遊コース並びに同第二基準経路・南運河周遊コース、同第二基準経路並びに南運河周遊短縮コース）及び小樽運河シャトル便航路（中央橋乗降所～北運河乗降所）並びに潮まつり花火クルーズ航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物等の船内持込は一切厳禁とする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の船内持込も一切厳禁とする。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて旅客の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

- 2 離岸10分前になった時、船内作業員は陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員及び船内作業員は乗船旅客数（無料の幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第6条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(旅客の下船)

- 第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。
- 2 船内作業員は、タラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了の後、船長に報告する。

(降雪期における乗下船作業の安全対策)

- 第8条 陸上作業員、船内作業員及び船長は、積雪・凍結等による旅客の乗下船時の安全に支障のないよう、除排雪に十分努める。また、誘導経路にある階段部分には融雪装置（電気式マット）を設置し、凍結予防に努めるものとする。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと

- 第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。